

(参考)

令和2(2020)年5月28日改訂

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 県主催イベントの開催に係る考え方

1 自粛するもの

(1) 下記のア及びイに該当するもの

(密閉、密集、密接の「3つの密」が全て該当するもの)

ア) 多数の人と1メートル以内の距離で会話するなど密に接するもの

イ) 多数の人が密集して、天井の低い会議室等閉鎖空間(換気が不十分な密閉空間)で長時間過ごすもの

(目安) 屋内であれば概ね100人以上、屋外であれば概ね200人以上

(2) 全国規模のもの又は特定警戒都道府県などからの参加が見込まれるもの

(3) 高齢者や基礎疾患を持った者が集まるもの

(4) 流行している地域において実施するもの

2 原則として自粛を検討するもの

- ・ 密閉、密集、密接の「3つの密」の1つもしくは2つが該当するもの
- ・ 医療・福祉関係者等が集まるもの(患者や施設利用者等への二次感染のリスクに配慮)

3 開催する場合に留意すること

- ・ 風邪のような症状のある方の参加自粛の要請を徹底すること
- ・ 室内換気を十分に行うこと
- ・ アルコール手指消毒薬を設置すること
- ・ 参加者に咳エチケットの徹底を要請すること
- ・ 空間的・時間的に間隔をあけるなど人が密集しないようにすること
- ・ 屋内で開催する場合は、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とすること
- ・ 適切な感染防止策に関する業種別ガイドラインも参考にすること

※ この方針については、7月末までのイベント等を想定しており、概ね3週間ごとに、地域の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととする。

※ 下線部は前回からの変更点。